

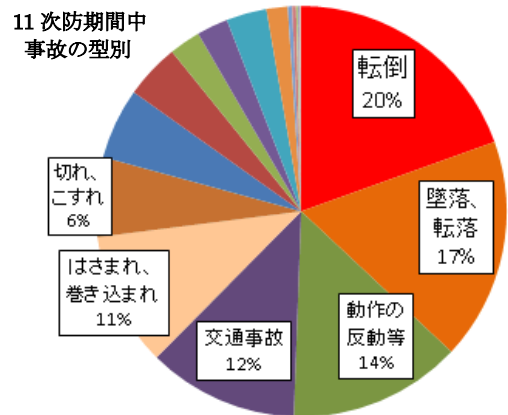
## 1 推進計画の目的

当署管内における労働災害の発生状況については、第 11 次労働災害防止計画期間中において、死亡災害及び死傷災害ともに減少し、最終年(平成 24 年)における死傷災害の目標値である 579 人以内を達成した。(平成 24 年における確定値：死亡災害 1 件、死傷災害 574 人)

業種別では運輸交通業がトップを占め、次いで建設業であったが、近年は商業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業の増加が目立っている。事故の型では、転倒災害及び墜落・転落災害、動作の反動等が半数を占めており、個々の事業場の安全衛生管理体制の確立・整備と労働者への危険感受性の向上のための安全衛生教育が必要と思慮される。

労働衛生面では、職業性疾病の 7 割が腰痛で 11 次防期間中は横ばい傾向であり、当署管内事業場における定期健康診断の有所見率は全国及び東京労働局の数値を超え、年々微増傾向にある。

以上により、当署における第 12 次労働災害防止計画は、東京労働局の 12 次防計画を基軸に踏まえ、「事業場における自主的安全衛生管理活動の取り組みを積極的に推進し、労働災害を着実に減少させること」「労働者の健康確保対策の充実と快適職場の形成を推進すること」を目的とする。



## 2 計画の期間

平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 5 カ年計画とする。(ただし、初年度から 3 年目までは毎年度の成果等を的確に把握、検証した上で、平成 28 年度以降の計画の推進に反映させていくものとする。)

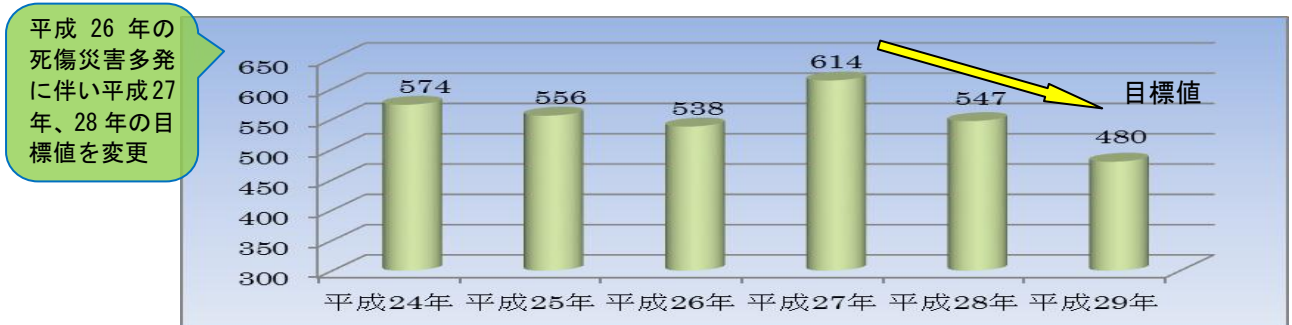
## 3 計画の目標

### (1) 死亡災害、死傷災害の着実な減少

死亡災害及び死傷災害を経年的に減少させ、最終年度である平成 29 年度においては、11 次防止期間の最終年である平成 24 年と比して 15% 以上減とし、具体的に以下の数値目標を設定する。

① 死亡災害の目標(平成 29 年度)・・・ 0 人 (11 次防期間中の最小死亡件数は 1 人)

② 死傷災害の目標(平成 29 年度)・・・ 480 人以下 (平成 24 年確定値：574 人)



### (2) 労働者の健康確保対策の充実及び快適職場の形成の促進

- ① 過重労働による健康障害、職場のストレス等による健康障害等作業関連疾患を経年的に減少させること。(過重労働障害防止、メンタルヘルス対策の指導強化)
- ② 災害性腰痛等の職業性疾病を経年的に減少させること。

※なお、目標達成のための具体的施策(実施事項)は、各年度計画によることとする。